

# 消費税率アップ対策と贈与税の特例

## 1 消費税率アップと景気対策案

来年10月からの消費税率10%に備え、経済財政諮問会議において、「消費税率引上げに伴う対応等」が示されました。前回8%に引き上げた後のような、急激な消費の落ち込みを避けるため、「消費税率引き上げ後に購入した方が得かな」と思える施策を採ろうとしています。

項目としては9つ挙げられていますが、消費者として注目したいは次の3点です。

### (1) キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー利用)

来年10月からオリンピックまでの9か月間に、中小・小規模店でクレジットカードなどを利用した消費者に対して、5%分のポイントを還元。

通販や量販店の場合、5%還元できないケースが多いと思われます。

### (2) 耐久消費財関係

- 自動車 来年10月以降購入する自動車の保有にかかる税負担を軽減する方向。
- 住宅 「すまい給付金」の対象となる所得層を拡充、給付額を最大50万円に引上げ。
- 住宅 一定の省エネ、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅の新築・リフォームに対し、一定期間に限ってポイントを付与する。

### (3) プレミアム商品券

低所得者・子育て世帯(0~2歳児)向けに発行。2万円で2万5千円分が購入でき、発行自治体内で使える(大型商店も可)。



## 2 贈与税の特例の期限(H31.3.29(金)まで)が近づきました

贈与税の特例制度のうち、下記2つの制度が来年3月末で期限を迎えます。しかし実際には3月29日(金)が手続き最終日となることにご注意ください(金融機関での手続きが必要で、3月31日は日曜日です)。なお、平成31年度税制改正で、制度が延長される可能性があります。

<< 特例制度の概要 >>

制度	教育資金一括贈与	結婚子育て資金一括贈与
贈与目的	子供・孫の教育資金	子供・孫の結婚・子育て資金
贈与限度額	1人につき1,500万円まで非課税 ただし学校以外には500万円まで	1人につき1,000万円まで非課税 ただし結婚用は300万円まで
贈与日	H25.4.1~ <b>H31.3.31</b>	H27.4.1~ <b>H31.3.31</b>
贈与者	受贈者の直系尊属	受贈者の直系尊属
受贈者	30歳未満	20歳以上 50歳未満
資金の取扱い	金融機関	金融機関
資金の引き出し	1年以内の領収書等を持参して払出	同左
使用期限	受贈者が30歳に達して残余があれば贈与税がかかる	受贈者が50歳に達して残余があれば贈与税がかかる

上記以外の制度では、「住宅取得資金の贈与」については、取得年度ごとに非課税限度額が定められていますが、消費税率が10%に増税された場合は非課税限度額が増額されます(最大3,000万円)。

### @12月の予定

- 12/10・12月分源泉所得税
  - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/4
  - ・10月決算法人の確定申告
  - ・1,4,7月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

